

# EUの地域・少数言語について

伏見 厚次郎

## 0. 前書き

今日のヨーロッパ、とりわけEU（欧州連合）を特徴づける要因として、「アイデンティティの多層化（ないしは多層構造化）」を挙げることが出来る。この多層化は多くの場合3層構造をなしている<sup>1)</sup>：

### 1) 住民意識の3層構造

1. EU市民
2. ある国の国民
3. 地域の住民

### 2) 言語の3層構造

1. グローバル言語としての英語
2. 各国の公用語や国語
3. 方言や地域言語・少数言語

### 3) 行政レベルの3層構造

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| 1. グローバル       | 1. European level |
| 2. ナショナル       | 2. state level    |
| 3. リージョナル・ローカル | 3. regional level |

### 4) 国内（ドイツの例）での行政レベルの3層構造

1. Bund（連邦）
2. Länder（州）
3. Kommunen（市町村）

ところが「移民」はこれ以外に、あるいはこれとは別に、移民という大きな社会と、更に個々の言語・出身地に細分化されたグループに属している。このような「所属社会層の不一致」が、移民とその受入国側のEU各国及びその市民との軋轢の原因となっていることは否めない。他方、言語の3層構造の最下層に位置する方言や地域言語・少数言語に関しても、とりわけ地域言語・少数言語に関して、そのアイデンティティの獲得についてEU内でも様々な経緯を辿ってきている<sup>2)</sup>。本論考では、1992年に採択された「欧州地域少数言語憲章」<sup>3)</sup>における地域言語・少数言語の取り扱いを論じる。

## 1. 文化的多様性としての言語的多様性<sup>4)</sup>

欧州における「文化的多様性」の維持・促進は、欧州評議会のみならず欧州連合の設立以来の中心的理念の一つであった。例えば、2004年10月29日に調印されたEU憲法<sup>5)</sup>の第1条

3 項－3 において「EUの豊かな文化的・言語的多様性の尊重と欧州の文化的遺産の保護・強化」をうたっている。この文化的・言語的多様性の尊重は2000年12月7日南仏ニースで発せられた「EU基本権憲章」<sup>6)</sup> (Charter of Fundamental Rights of the European Union) の第22条でも「欧州連合は文化、宗教、言語の多様性を尊重する」とうたわれている。また「差別の禁止」を扱っている第21条には他の差別と並んで「言語に基づく差別」の禁止もうたわれている。とりわけ言語的多様性の尊重は、既に1957年3月25日に調印され翌1958年1月1日に発効したローマ条約 (Treaties of Rome) に伴う規則第1号<sup>7)</sup> (Regulation No.1) 第1条 (1958年4月15日付け) に加盟6カ国の4公用語が全て共同体の公用語 (official language) 及び作業言語 (working language) と定められていることから明らかである。

更に、2005年11月の欧州委員会編の“A New Framework Strategy for Multilingualism”では、言語の多様性 (linguistic diversity) について例えば以下のように述べている：

- 1) 欧州連合は「多様性の中の統一性」という理念に基づいている。その際、多様性とは、文化・慣習・信念及び言語の多様性である。<sup>8)</sup>
- 2) 欧州連合を欧州連合たらしめているのは正にこの多様性である。それは相違というものが跡形もなく溶解してしまう「るつぼ」のようなものでなく、多様性というものが尊重される「共通の家」であり、そこでは我々の母語は富の源泉であるとともに連帯と相互理解の架け橋となるのである。<sup>9)</sup>
- 3) 言語は文化を最も直接的に表現するものであり、我々を人間たらしめ、我々のアイデンティティの一部である。<sup>10)</sup>
- 4) 個人に対する尊敬の念、他文化に対してオープンであること、他者への寛容と他者の受入れと共に、言語の多様性の尊重は欧州連合の価値観の中核をなしている。<sup>11)</sup>

## 2. 地域言語・少数言語に関連する国際組織

欧州において地域言語や少数言語の保護・促進に重要な役割を果たしている国際組織について以下簡単に述べる。

### 2.1. 欧州評議会 (または欧州審議会)(Council of Europe) (COE)

欧州の統一、欧州における民主主義の推進、人権の保護などを目的として、1949年5月5日、10ヶ国 (ベルギー、デンマーク、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、イギリス) により創設された国際組織で、本部はストラスブールにある。現時点では46ヶ国が加盟し、その外に2ヶ国が加盟候補国 (ベラルーシ、モンテネグロ) で、さらに5ヶ国 (カナダ、USA、メキシコ、日本、法王庁) が閣僚委員会 (Committee of Ministers) のオブザーバーである。公用語は英語とフランス語で、そのほかにドイツ語、イタリア語、ロシア語が作業言語としての地位を有する。欧州評議会と訳語が紛らわしいのがEUの政治レベルの最高協議機関である European Council (欧州理

事会、欧州首脳会議)で、両者は全く別物である。なお、欧州評議会の設立規約 (Statute of the Council of Europe) の第1章第1条aには、同評議会の目的が記されている：

The aim of the Council of Europe is to achieve a greater unity between its members for the purpose of safeguarding and realising the ideals and principles which are their common heritage and facilitating their economic and social progress. (欧州評議会の目的は、加盟国の共通の遺産である理念と原則の保護・実現並びに加盟国の経済的、社会的発展の促進の為に、加盟国間のより強い統一を達成することである)

## 2.2 欧州低頻度使用言語事務局 (European Bureau of the Lesser-Used Languages) (EBLUL)

地域、国家、EUの各レベルで現在4,600万人いると推定される低頻度使用・地域少数言語話者のコミュニティーの利害を代表し、これらの言語とEUにおける言語的多様性を促進する組織として1982年アイルランドのダブリンに設立されたNGOである。EBLULはその総予算の8割を欧州委員会 (European Commission) から、残りの2割を国、地域等からの融資に依存している。EU内の少数言語の調査、交流、保護の為の方策をEUに提案したりEUの地域少数言語話者に対しEU諸機関の各種政策や諸活動に関しての情報を提供するのみならず、欧州委員会が是認し融資する年間プロジェクトを実施したり、欧州地域少数言語憲章との関連では欧州評議会と密接な協力関係を結んでいる。<sup>12)</sup>

## 2.3. 欧州マイノリティーセンター (the European Centre for Minority Issues) (ECMI) <sup>13)</sup>

1996年デンマーク、ドイツ及びシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州によって設立された中立で学際的な組織で、その対象は欧州の少数言語である。本部はシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州のフレンスブルクにある。欧州における多数言語と少数言語の関係について諮問的役割を果たすのみならず、欧州のあらゆる地域における潜在的紛争の早期監視や調査を通じて民族間の緊張関係の解消に助力することもその主たる任務の一つである。

## 3. 「言語」に関する決議について

### 3.1. 「地域言語・少数言語」に関する決議について

従来この言語の多様性の尊重の対象とされてきたのは、多くの場合加盟国の「公用語」であった。しかし、EUの総人口4億9千万人のうち、EBLUL (欧州低頻度使用言語事務局) によれば低頻度使用・地域少数言語話者は現在4,600万人いると推定される。さらにそれ以外に様々な出身国からの移民の言語がこれに加わることに注意する必要がある<sup>14)</sup>。

しかし地域・少数言語に関して欧州の諸機関が全く手をこまねいていたわけではない。以下、個々の内容には立ち入らないで、注目すべき決議・勧告などを列挙する<sup>15)</sup>：

- 1) 1981年10月：「地域言語と文化の共同体憲章と民族マイノリティーの権利の憲章」に関する決議 (いわゆるアルフェ報告) (欧州議会)

- 2) 1983年2月：「少数言語と文化のための措置」に関する決議（欧州議会）
- 3) 1986年6月：「人種差別とゼノフォビア撲滅」のための共同宣言（欧州議会、欧州理事会、欧州委員会）
- 4) 1981年10月：「欧州共同体における地域・民族マイノリティーの言語と文化」に関する決議（欧州議会）
- 5) 1994年2月：「欧州共同体における言語マイノリティー」に関する決議（欧州議会）
- 6) 2000年10月：「地域言語と少数言語」に関する決議
- 7) 2000年12月：EU基本権憲章
- 8) 2000年12月：「欧州の地域言語と低頻度使用言語」に関する決議（欧州議会）
- 9) 2002年2月：「2001年欧州言語年の目標達成の枠組みでの言語の多様性並びに言語学習の促進」に関する決議（欧州理事会）
- 10) 2003年1月：「欧州の地域言語と低頻度使用言語－EUのマイノリティーの言語－拡大と文化的多様性との脈絡で」に関する決議（欧州議会）

この中で特に注目すべきは7)と10)である。まず7)の2000年12月7日南仏ニュースで発せられた「EU基本権憲章」の第22条で「欧州連合は文化、宗教、言語の多様性を尊重する」とうたっていることは既に述べたが、その一つ前の第21条<sup>16)</sup>には他の差別と並んで「言語に基づく差別」の禁止もうたわれている。すなわち、「言語に基づく差別」における「言語」には、EUの「地域言語または少数言語」のみならず、これまで尊重・保護・促進の対象外におかれてきた「移民の言語」も含まれることも意味する（し、意味しなければおかしい）。

次に10)の決議に関してであるが、この決議に附帯された提案事項の多くの点に関して、言語的多様性との関連で「地域言語または少数言語」も含めるように提案している。この提案は以下の二点を含んでいる点で特に注目に値する：

- i) 「言語の多様性と言語学習のための多年度計画設定の法的行為の為の提案」における「言語の多様性」のなかに「地域言語または少数言語」と並んで「手話」(sign language)も含めている<sup>17)</sup>。
- ii) EU加盟国と加盟候補国に、将来の措置の基礎資料の一部として、移民や難民を含めて、民族的、言語的そして宗教的なマイノリティーグループの信頼に足るデータの収集を要請している<sup>18)</sup>。

「手話」はこれまでの各種憲章や決議の中では初めてで、「欧州地域少数言語憲章」の中の「領域なき言語」(non-territorial languages)の中にも含まれていなかった。またデータの収集とはいえ、この中にわざわざ「移民や難民」を含めたのは、将来的な措置との関連で注目すべきである。

ところで、「地域言語または少数言語」の前にわざわざ「欧州の」という語を附加してる場合もある。例えば2002年2月の「2001年欧州言語年の目標達成の枠組みでの言語の多様性並

びに言語学習の促進」(上記9))に関する決議では、「全ての欧州の言語は文化的観点から価値と尊厳において平等であり、欧州の文化と文明の不可欠の部分を成している」とあり、わざわざ「欧州の」を2度も繰り返して使用している<sup>19)</sup>。

### 3.2. コペンハーゲン規準 (Copenhagen criteria)

1993年6月にコペンハーゲンで開催された欧州理事会で、中東欧諸国などがEUへの新規加盟するために満たさなければならない3つの規準を設定した：

- 1) 政治的規準 (political criteria)<sup>20)</sup>
- 2) 経済的規準 (economic criteria)
- 3) 法的規準 (acquis criteria)

この内、政治的規準には、民主主義と法の支配と人権の保証と並んで、「マイノリティーの尊重と保護」がうたわれている。欧州地域少数言語憲章がストラスブールの欧州評議会総会で採択されたのが1992年11月5日で、民族的少数者 (National Minority) に関する権利を規定した「民族的少数者保護枠組条約」(Framework Convention for the Protection of National Minorities) がストラスブールの欧州評議会総会で採択されたのが1995年2月1日であるので、時期的に丁度中間の時点での出来事となる<sup>21)</sup>。

## 4. 欧州地域少数言語憲章 (European Charter for Regional or Minority Languages)

欧州における歴史的な地域言語または少数言語の保護し促進することを主たる目的として、ストラスブールの欧州評議会総会で1992年11月5日採択され、1998年3月1日に発効した「欧州地域少数言語憲章」は、1995年2月1日の採択された「民族的少数者保護枠組条約」(Framework Convention for the Protection of National Minorities) と並んで、欧州におけるそれ以降の「地域言語または少数言語」の保護・促進を大きく方向づけた点で極めて重要な文書である。なるほど、これらの憲章や条約が対象とする言語には移民言語が含まれていないという欠点があるが、ここで提案された事項は、2000年12月のEU基本権憲章 (Charter of Fundamental Rights of the European Union) の第21条、22条での規定につながっている。「民族的少数者保護枠組条約」についての検討は次回に譲るとして、以下においては「欧州地域少数言語憲章」の前文と第1条の幾つかの項目にスポットを当て、この憲章の特徴について検討する。

### 4.1. 前文に関して<sup>22)</sup>

「欧州地域少数言語憲章」の前文の言わんとする事項をまとめると以下のようなになる：

- 1) 欧州評議会の目的は、加盟国共通の遺産である理念と原則の保護・実現のために、加盟国間のより一層の統一を達成することである
- 2) 消滅の危機に瀕しているものもある欧州の歴史的な地域言語または少数言語は欧州の

文化的富と伝統の維持・発展に寄与する

- 3) 公私の生活において歴史的な地域言語または少数言語を使用する権利は不可侵の権利である
- 4) 欧州のさまざまな国及び地域における地域言語または少数言語の保護・促進は、国家の主権と領土の不可侵性の枠内における、民主主義と文化的多様性の原則に基づいた欧州建設への大きな貢献となる
- 5) 欧州各国における特殊条件と歴史的伝統を考慮に入れる

この前文にも、また欧州評議会の設立規約第1条にも「加盟国共通の遺産である理念と原則」というフレーズがあるが、そのなかの「共通の遺産である理念」の一つとして、「欧州の文化的富と伝統の維持・発展」がある。そしてその「文化的富・遺産と伝統」の一つとして「歴史的な地域言語または少数言語」がある。そしてこれらの言語のなかには「消滅の危機に瀕している」ものもある。ところが公私の生活において歴史的な地域言語または少数言語を使用する権利は「不可侵の権利」である。また、これらの歴史的な地域言語または少数言語が消滅することは、欧州の文化的遺産の一つが消滅することを意味する。従って、このような状況にある「地域言語または少数言語」を保護することは、すなわち加盟国共通の文化的遺産を保護するという欧州評議会の目的に合致するものである。また同時に地域言語または少数言語の保護・促進は「民主主義と文化的多様性の原則に基づいた欧州建設への大きな貢献」となる<sup>23)</sup>。

#### 4.2. 「地域言語または少数言語」に関して

この憲章では「地域言語または少数言語」(regional or minority languages) という呼称が用いられているが、なぜ「地域・少数言語」(regional and minority languages) や「低頻度使用言語」(lesser-used languages) のような他の呼称が用いられなかったのであろうか。Woehrling (2005 54-57) に従って、「地域言語」と「少数言語」を以下のように定義する:

- 1) 地域言語: 国家の領域のある限定されて地域で話されている言語で、地域によっては多数言語である場合もある。
- 2) 少数言語: a) 国家の特定の領域に固まって住んでいるのではなく、国中に散在している人達が話す言語  
b) 国家の特定の領域に固まって住んでいるが、その地域の人口の少数グループを形成する人達が話す言語

少数言語の a) の場合は、この憲章では「領域なき言語」として取り扱われている。「地域・少数言語」とすると、上記少数言語の b) の意味で、すなわち「地域言語」で「地域によっては多数言語である」場合を除外してしまうことになる。また「低頻度使用言語」という表現は、「言語が話される領域」の有無に関してははっきりしない。しかし言語に関する決議の中には、例えば2003年1月の「欧州の地域言語と低頻度使用言語－EUのマイノリティーの言

語一拡大と文化的多様性との脈絡で」に関する決議では、「地域言語または少数言語」の意味で、“regional and minority languages” という表現を随所で用いている<sup>24)</sup>。

#### 4.3 「移民言語」の除外について

憲章第1部第1条のa項では、「地域言語または少数言語」が以下のように定義されている<sup>25)</sup>：

a：「地域言語または少数言語」が意味する言語とは、

- i 国家のある領域内で、その国の人口の残りの部分より数的に小さい集団を形成するその国の国民によって伝統的に使用され、かつその国家の公用語とは異なる言語のことである。それには、その国家の公用語の方言や移民の言語は含まれない。

この条文の中で公用語の方言と並んで移民言語が除外されることが明記されている。これはこの憲章の精神に照らして、どのように正当化することが出来るのであろうか。まず、上記条文のiから「地域言語または少数言語」の典型的な特徴として以下の点を挙げる事が出来る：

- 1) 国家のある領域内で使用されている
- 2) その国の国民によって使用されている
- 3) その国の人口の残りの部分より数的に小さい集団を形成している
- 4) 伝統的に使用されている

1)との関連では、第1条b項<sup>26)</sup>で「地域言語または少数言語が使用されている領域」について、そして第1条c項<sup>27)</sup>で「領域なき言語」(例：イディッシュ語、ロマ語)について定義されている。従って、「領域なき言語」は「地域言語または少数言語」とは見なされない。

2)より、外国人の言語は「地域言語または少数言語」の対象から除外される。4)に関してであるが、ある言語が「伝統的に使用」されているとはどういうことであろうか。一般的には、「ある一定の長期に渡って使用され続けている言語」は「伝統的に使用」されている言語と見なす事が出来る。Woehrling (2005 p59-61)の言を借りてまとめると、具体的には以下のような場合がある：

- 1) その地域の歴史、地理、文化に密接に結びついて、往々にして、それが存在する国家の成立よりも古い。
- 2) 当該の国家の公用語より以前から存在していた場合もあり、この場合は、新参者である公用語の使用が彼らに課せられた経緯から、伝統的に使用されている言語を保護・促進の対象とすることは、上記の経緯に対する一種の「埋め合わせ」である。
- 3) これらの言語の話者は、通常その国家の社会に完全に統合されているその国家の国民の言語である。
- 4) 伝統的な「地域言語または少数言語」は欧州の共通の遺産の一部をなす。

それでは移民言語は、「地域言語または少数言語」を特徴づける上記1)～4)に関してはどうか。まず1)は該当しない、また多くの場合2)も該当しない。特に重要なのは、移民言語は、通常4)にも該当しない。従って、移民言語をこの憲章でいう「地域言語または少数言語」の対象から省くことは正当化される。しかし、このことは、そもそも移民言語は国家ないしは国際組織から「保護・促進」の対象にはなりえない、ということの意味するわけではない。しかし、これまで欧州議会などで行われた言語に関する決議は、殆どの場合、「欧州の文化的多様性」や「欧州の共通の文化的遺産」の観点から行ってきたのもまた事実である。<sup>28), 29)</sup>

## 5. まとめ

2007年1月のルーマニアとブルガリアの加盟により、EUは27ヶ国の加盟国を有する人口4億9千万人にも及ぶ巨大な経済圏が誕生した。2004年5月の中東欧10ヶ国の加盟と合わせて、この3年の内にEUの加盟国数はほぼ倍増した。これに伴い、域内の地域言語または少数言語の数も「欧州地域少数言語憲章」や「民族的少数者保護枠組条約」が採択された当時と比べて大幅に増加したと思われる。また移民の問題も、移民言語の問題も含めて、当時とは比較にならないほど深刻化している。例えば2005年11月のフランスにおける移民労働者の暴動一つとっても、同じ事態がEUの他の国で発生しても不思議ではない。欧州共通の歴史的・文化的遺産の保護・促進と、欧州で日常的なものとなっている「非欧州的なもの」と今後どう折り合いをつけていくか、例えばイスラム国家のトルコのEU加盟問題ともからんで、極めて興味深い問題である。<sup>30)</sup>

(eingereicht am 07.05.2007)

## (注)

(1) この3層構造モデルという考えは、梶田(1993)の提案にもとづく。梶田(1993 p40)では、『これまでたどってきた西欧の変化は、「国民国家モデル」からEC・国家・地域の「三空間併存モデル」への移行』だと述べている。一方、宮島(2001 pp89-90)は「アイデンティティの四層構造」を提案している。すなわち

1) 民族アイデンティティのレベル

例：自分はカタルーニャ文化を保持するカタルーニャ人

2) 地域アイデンティティのレベル

例：自分はバルセロナ市民、カタルーニャ州民

3) 国民アイデンティティのレベル

例：自分はスペイン人

4) ヨーロッパ人アイデンティティのレベル

(2) 伏見(2006 p143) 参照

(3) European Charter for Regional or Minority Languages の正確な訳は「欧州諸国の言語法」(2005)で採



用されている「地域言語または少数言語の欧州憲章」であるが、ここでは多くの文献で採用されている「欧州地域少数言語憲章」という訳語を用いることにする。なお田中／ハールマン (1992<sup>3</sup> p32) では、「少数者言語」という用語が使用されているが、これは Minority Languages の訳と思われる。

- (4) 伏見 (2006) 143-144 参照。また「多言語性」に関しては例えば原 (2001) 184-187、Eurobarometer 54 (2001)、Eurobarometer 64.3 (2006) を参照

- (5) EU憲法の該当する箇所の英文は以下のとおりである：

英：It shall respect its rich cultural and linguistic diversity, and shall ensure that Europe's cultural heritage is safeguarded and enhanced.

- (6) EU基本権憲章の第22条の英文は以下のとおりである：

英：The Union shall respect cultural, religious and linguistic diversity.

- (7) 規則第1号は欧州経済共同体で使用される言語を規定している。公用語並びに作業言語を定めている規則第1号第1条の英文は以下のとおりである：

英：The official languages and the working languages of the institutions of the Community shall be Dutch, French, German and Italian.

さらに同規則1号第4条ならびに第5条には共同体の規則・文書並びに官報はこれらの全公用語で作成されると定めている。該当箇所の英文は以下のとおりである：

英：Article 4

Regulations and other documents of general application shall be drafted in the four official languages.

Article 5

The Official Journal of the Community shall be published in the four official languages.

なお、この規則第1号は加盟国が増加するたびに修正が施され、2007年5月現在のEUの公用語は23ヵ国語である。2007年1月よりアイルランド語、及び新規加盟国ルーマニア、ブルガリアの公用語であるルーマニア語、ブルガリア語が加わり、計23ヵ国語となっている。

- (8) 英：The European Union is founded on 'unity in diversity': diversity of cultures, customs and beliefs - and of languages.

(A New Framework Strategy for Multilingualism. p2)

- (9) 英：It is this diversity that makes the European Union what it is: not a 'melting pot' in which differences are rendered down, but a common home in which diversity is celebrated, and where our many mother tongues are a source of wealth and a bridge to greater solidarity and mutual understanding.

(A New Framework Strategy for Multilingualism. p2)

- (10) 英：Language is the most direct expression of culture; it is what makes us human and what gives each of us a sense of identity.

(A New Framework Strategy for Multilingualism. p2)

- (11) 英：Together with respect for the individual, openness towards other cultures, tolerance and acceptance of others, respect for linguistic diversity is a core value of the European Union.

(A New Framework Strategy for Multilingualism. p2)

- (12) 佐野直子 (2005) p.77 及び事務局のHP (<http://www.eblul.org/>) を参照

- (13) E C M I のHP (<http://www.ecmi.de/>) を参照

- (14) 中東欧10ヶ国がEUに加盟する前年の2003年の時点では、EU各国には60以上の土着の地域言語または少数言語が存在し、話者数は4,000万人いると推定されていた。

(Report with recommendations to the Commission on European regional and lesser-used languages - the languages of the minorities in the EU - in the context of enlargement and cultural diversity) (14 July 2003) p6

- (15) これらの決議案に関しては以下のサイトを参照：

<http://www.ciemen.org/mercator/UE-GB.HTM>

(16) E U基本権憲章の第21条の英文は以下のとおりである:

英: Non-discrimination

1. Any discrimination based on any ground such as sex, race, colour, ethnic or social origin, genetic features, languages, religion or belief, political or any other opinion, membership of a national minority, property, birth, disability, age or sexual orientation shall be prohibited.
2. Within the scope of application of the Treaty establishing the European Community and of the Treaty on European Union, and without prejudice to the special provisions of those Treaties, any discrimination on grounds of nationality shall be prohibited.

(17) Legal act: Proposal for a legal act to establish a multi-annual programme for linguistic diversity (to include regional, minority and sign languages) and language learning;

(Report with recommendations to the Commission on European regional and lesser-used languages - the languages of the minorities in the EU - in the context of enlargement and cultural diversity) (14 July 2003) p10

(18) the Member States and candidate countries should:

30. compile, as a basis for further measures, reliable data on ethnic, linguistic and religious minority groups, including immigrants and refugees, on their economic and social isolation/exclusion, and on the legal and practical status of regional and minority languages, and send such data to the European Monitoring Centre in Vienna;

(Report with recommendations to the Commission on European regional and lesser-used languages - the languages of the minorities in the EU - in the context of enlargement and cultural diversity) (14 July 2003) p14

(19) “all European languages are equal in value and dignity from the cultural point of view and form an integral part of European culture and civilisation.” (Council Resolution of 14 February 2002 on the promotion of linguistic diversity and language learning in the framework of the implementation of the objectives of the European Year of Languages 2001, Doc.2002/C 50/01, OJ C 50, 23.2.2002)

(20) 政治的規準の原文は以下のとおりである:

The applicant country must have achieved stability of its institutions guaranteeing democracy, the rule of law, human rights and respect for and protection of minorities.

(21) 欧州地域少数言語憲章と民族的少数者保護枠組条約は採択時期は1992年と1995年と異なるが、発効したのは前者が1998年3月1日で、後者は同年2月1日で、民族的少数者保護枠組条約の方がスムーズに各国から受け入れられたことを示している。

(22) 議論を容易にするため、欧州地域少数言語憲章の前文と第1条の英語原文を以下の挙げる:

Preamble

The member States of the Council of Europe signatory hereto,

Considering that the aim of the Council of Europe is to achieve a greater unity between its members, particularly for the purpose of safeguarding and realising the ideals and principles which are their common heritage;

Considering that the protection of the historical regional or minority languages of Europe, some of which are in danger of eventual extinction, contributes to the maintenance and development of Europe's cultural wealth and traditions;

Considering that the right to use a regional or minority language in private and public life is an inalienable right conforming to the principles embodied in the United Nations International Covenant on Civil

and Political Rights, and according to the spirit of the Council of Europe Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms;

Having regard to the work carried out within the CSCE and in particular to the Helsinki Final Act of 1975 and the document of the Copenhagen Meeting of 1990;

Stressing the value of interculturalism and multilingualism and considering that the protection and encouragement of regional or minority languages should not be to the detriment of the official languages and the need to learn them;

Realising that the protection and promotion of regional or minority Languages in the different countries and regions of Europe represent an important contribution to the building of a Europe based on the principles of democracy and cultural diversity within the framework of national sovereignty and territorial integrity;

Taking into consideration the specific conditions and historical traditions in the different regions of the European States,

Have agreed as follows:

#### Part I General provisions

##### Article 1 - Definitions

For the purposes of this Charter:

a “regional or minority languages” means languages that are:

- i traditionally used within a given territory of a State by nationals of that State who form a group numerically smaller than the rest of the State's population; and
- ii different from the official language(s) of that State;

it does not include either dialects of the official language(s) of the State or the languages of migrants;

b “territory in which the regional or minority language is used” means the geographical area in which the said language is the mode of expression of a number of people justifying the adoption of the various protective and promotional measures provided for in this Charter;

c “non-territorial languages” means languages used by nationals of the State which differ from the language or languages used by the rest of the State's population but which, although traditionally used within the territory of the State, cannot be identified with a particular area thereof.

(23) この解釈に関しては特に Woehrling (2005 pp45-46) によるところが大きい。

(24) Report with recommendations to the Commission on European regional and lesser-used languages - the languages of the minorities in the EU - in the context of enlargement and cultural diversity) (14 July 2003) 参照

- (25) 条文の訳語は筆者によるものであるが、全条文の訳語に関しては「欧州諸国の言語法」(2005)のp27-42を参照のこと。
- (26) 第1条b項は以下の通り：  
 b：「地域言語または少数言語が使用される領域」とは、当該の言語がこの憲章で規定される様々な保護・促進措置の採用を正当化するに足る数の人々の表現手段となっている地理的範囲である。  
 (伏見訳)
- (27) 第1条c項は以下の通り：  
 c：「領域なき言語」とは、その国の国民によって使用されているが、その国の他の国民によって使用されている言語とは異なり、その国の領域内で伝統的に使用されているとはいえ、その国の特定の領域に限定することが出来ない言語をさす。(伏見訳)
- (28) この憲章のなかでは、例えば比較的最近スウェーデンに移住したフィンランド人移民の言語（フィンランド語）などは対象外と思われる。Woehrling (2005 注245) 参照。
- (29) この憲章の説明報告書 (Explanatory Report) の第31項では移民言語との関連について以下のように述べている：

The purpose of the charter is not to resolve the problems arising out of recent immigration phenomena, resulting in the existence of groups speaking a foreign language in the country of immigration or sometimes in the country of origin in case of return. In particular, the charter is not concerned with the phenomenon of non-European groups who have immigrated recently into Europe and acquired the nationality of a European state. The expressions “historical regional or minority languages of Europe” (see second paragraph of the preamble) and languages “traditionally used” in the state (Article 1, paragraph a) show clearly that the charter covers only historical languages, that is to say languages which have been spoken over a long period in the state in question.

また、E B L U L の Support for Minority Languages in Europe (2002 p26) にはこの憲章と移民言語との関連で以下のような記述がある：

Significant in the *European Charter for Regional or Minority Languages* is the definition of regional and minority languages. It excludes both dialects of national or official languages and the languages of migrants. In relation to the latter, it should be said that several of the minority language communities were originally migrant in nature, at least several centuries ago.

- (30) 例えば Der Spiegel (2005 Nr.45) には “Aufruhr in Eurobia” というタイトルで2005年11月のフランスでの移民労働者の暴動の記事が掲載されている。このタイトルにある Eurobia という語は “Europa + Arabia” からの造語で、欧州の中のアラビア、つまり半分イスラム教徒の占領状態にある欧州を意味し、そこで起こった暴動を、このタイトルは意味している。この Eurobia という語に、現在の欧州の人達のイスラム教徒達に対する心情が窺い知れる。

### 参考文献一覧

- A New Framework Strategy for Multilingualism. 2005. Commission of the European Communities.
- Charter for Fundamental Rights of the European Union. 2000. In: Official Journal of the European Communities C 364/1.
- Ebner, Michl. 2003. Report with recommendations to the Commission on European regional and lesser-used languages - the languages of minorities in the EU - in the context of enlargement and cultural diversity (2003/2057(INI))
- Eurobarometer 54 Special. Europeans and Languages. 2001.
- European Charter for Regional or Minority Languages. European Treaty Series - No.148. 1992. Council

of Europe.

- European Charter for Regional or Minority Languages. Explanatory Report. 1992. Council of Europe. Final Report. Support for Minority Languages in Europe. 2002. European Bureau for Lesser-Used Languages + European Centre for Minority Issues.
- Framework Convention for the Protection of National Minorities. ETS (European Treaty Series) No.157. 1995. Council of Europe.
- 伏見厚次郎. 2006. EUにおける多言語主義の現状と展望. In: 茨城大学人文学部紀要『人文コミュニケーション学科論集』第1号 143-151.
- 長谷川秀樹. 2002. コルシカの形成と変容. 東京: 三元社
- 原 聖. 2001. 統合の深化と地域・民族問題. In: ヨーロッパ統合のゆくえ 164-189.
- 梶田孝道. 1993. 統合と分裂のヨーロッパ (岩波新書310). 東京: 岩波書店
- 窪 誠. 2005. 〈解説〉地域言語または少数言語のための欧州憲章. In: 欧州諸国の言語法 23-26.
- 宮島喬. 2001. 統合の深化と地域・民族問題. In: ヨーロッパ統合のゆくえ 83-109.
- 宮島喬、羽場久美子 (編). 2001. ヨーロッパ統合のゆくえ. 京都: 人文書院
- 佐藤幸夫 (監修). 2006. 拡大EU辞典. 東京: 小学館
- 渋谷鎌次郎 (編). 2005. 欧州諸国の言語法. 東京: 三元社
- Special Eurobarometer 243/Wave 64.3 - TNS Opinion & Social. Europeans and their Languages. 2006.
- 田中克彦、H.ハールマン. 1992<sup>3</sup>. 現代ヨーロッパの言語 (岩波新書292). 東京: 岩波書店
- Vieyetz, Eduardo J. Ruiz. 2004. Working Together. NGOs and regional or minority languages. Council of Europe Publishing.
- 若林広. 2004. 21世紀ヨーロッパ統合の公用語問題. In: 言葉と社会 別冊1 157-178. 東京: 三元社.
- Woehrling, Jean-Marie. 2005. The European Charter for Regional or Minority Languages. A critical commentary. Council of Europe Publishing.

### 欧州諸機関・関連文献入手先のアドレス

Charter of Fundamental Rights of the European Union

<http://ec.europa.eu/external#relations/human#rights/doc/charter#364#01de.pdf>

Council of Europe

<http://www.coe.int/>

European Bureau for Lesser-Used Languages (EBLUL)

<http://www.eblul.org/>

European Centre for Minority Issues (ECMI)

<http://www.ecmi.de/>

European Charter for Regional or Minority Languages

<http://conventions.coe.int/Treaty/Commun/QueVoulezVous.asp?NT=148&CL=ENG>

Framework Convention for the Protection of National Minorities (FCNM)

<http://www.coe.int/T/E/human#rights/minorities/>